

# 子ども、障がい者の福祉医療制度の改善を求める 福祉医療制度の改善をすすめる会総会

県保険医協会も団体加盟する福祉医療給付制度の改善をすすめる会(以下、すすめる会)は、5 月 17 日、長野市で年次総会を開催し、会場およびオンラインで 25 名が参加した。

総会に先立ち講演会を開催し、すすめる会会長の和田浩氏（飯田市、小児科医師）と障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会顧問の白沢仁氏がそれぞれ講演を行った。

和田氏は「子どもと障がい者の医療費無料化～長野県の現在」と題して基調講演を行い、長野県でこの間大きく進んできた子ども医療費の窓口無料化

の流れと、一方で未だ現物給付が実現していない障がい者医療費制度の課題等を解説した。続いて記念講演では、白沢氏が「障害者の医療費助成制度の拡充の意義と全国動向」と題して、障害者・患者に係る公的医療費助成制度（国制度）の歴史的変遷や、自治体による医療費助成制度の近年の全国での動向等について講演した。最近では、自治体単独事業としての医療費助成



会場およびオンラインで 25 名が参加

制度では、対象者の拡大（助成対象となる障害等級の拡大）や現物給付化を検討する自治体も増えつつあるが、自治体の財政事情により、対象拡大すると「自己負担」や「所得制限」等の後退・見直しが行われる傾向があると指摘。国による医療費助成制度に対する財政支援や国民健康保険の減額措置（ペナルティ）の廃止を求めつつ、自治体単独

事業、国制度の拡充を求める運動の重要性を訴えた。

年次総会では、新年度の活動方針として、①国制度として子ども・障がい者の医療費助成制度の創設と、医療費助成に対する国保ペナルティの廃止を求める運動の取り組み、②県に対し、18 歳までの完全窓口無料、障がい者医療費の現物給付化、食費（入院時食事療養費等）の助成の実施を求める、③市町村に対し福祉医療の拡充を求めることなどが確認された。また、8 月投開票の県知事選を前に、福祉医療費給付制度の課題を県民に周知するミニリーフを作成・配布していくこと等が報告された。

## 口指導研修会に 306 名が参加

5 月 17 日（日）、県保険医協会は会員医療機関に勤務する歯科衛生士を対象に、口腔機能実地指導料（口指導）対応研修会を開催し、99 医療機関から 306 名が参加した。

講師は協会副会長の宮沢裕夫氏が務め、施設基準の研修要件に対応した研修会として、口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法、実地指導方法などについて説明を行った。

宮沢氏は、「口腔機能低下症は、う蝕や歯の喪失など従来の器質的な障害とは異なり、いくつかの口腔機能の低下による複合要因によって現れる。放置していると口腔の機能障害に陥り、低栄養やフレイル、サルコペニアを進展させるなど全身の健康を損なうことにもつながる」と指摘。検査法と評価方法を紹介し、診断には 7 つの下位症状のうち、3 項目以上該当する場合に口腔機能低下症と診断されるとした。

また、口腔機能発達不全症については、小児口腔機能管理料を算定した医

療機関の割合が 2024 年時点で 4.9 %と少ないことに触れ、口腔機能発達不全症への対応を早期に開始した場合は治療効果の向上が見られるため積極的に取り組んでほしいと強調した。

### 来年 5 月末までの経過措置

口腔機能実地指導料は 2026 年度診療報酬改定で新設された項目で、必要な研修を受けた歯科衛生士が、歯科医師の指示のもと、口腔機能発達不全症や口腔機能低下症の患者に対して指導を行った場合に 46 点を算定できる。施設基準の届出が必要であるが、研修受講は 2027 年 5 月末までの経過措置が認められ、届出までに必要な研修を受講していなくとも、2027 年 5 月までに受講予定である旨を届出用紙に記載した上で 6 月 1 日までに届出を行えば 6 月 1 日から算定できる。その場合は、来年 5 月までに研修を受講し、届出の出し直しが必要となる。なお、今年の 5 月末までに研修を受講し届出を行った場合は、改めての届出は必要ない。

## 医科新点数 Q & A 説明会を開催

県保険医協会では 5 月 14 日から 21 日にかけて医科新点数 Q&A 説明会を開催した。飯田、上田、長野、松本の 4 会場を設け、91 医療機関 191 名が参加した。テキストは 4 月 24 日に発刊した『新点数運用 Q&A レセプトの記載 2026 年 6 月版』を使用した。4 月開催の説明会では告示・通知上の取扱いを解説したが、今回は、厚労省疑義解釈や保団連オリジナルの Q&A、レセプトの記載要領等について解説した。疑義解釈や訂正通知については、書籍発刊以降も発出されており、書籍



松本会場

に掲載のない点も紹介された。

説明会の録画及び入院点数については、協会ホームページで会員限定で配信している。動画の視聴方法については、全国保険医新聞 5 月 25 日号に同封の案内を確認されたい。

## 6 月 1 日付で CAD/CAM ブリッジが保険導入

5 月 13 日の中医協総会にて、「医療機器の保険適用について（令和 8 年 6 月 1 日収載予定）」が提案され、了承された。

現時点で判明している内容については下記をご参照されたい。請求にあたっての詳細については、判明次第、改めてお知らせする。

### CAD/CAM ブリッジの請求などの取り扱い

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険適用材料                                          | 「KZR-CAD ファイバーブロック シンボー」（YAMAKIN 株式会社）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保険適用                                            | 2026 年 6 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 対象症例                                            | ④ 5 ⑥ または ⑤ 6 ⑦                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 製作方法                                            | 作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物（CAD/CAM ブリッジ）※光学印象は対象外                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 施設要件<br>※ CAD/CAM<br>ブリッジに施設<br>基準は設定<br>されていない | ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び 3 年以上の経験を有する歯科医師が 1 名以上配置されていること。<br>② 保険医療機関内に歯科用 CAD/CAM 装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。<br>③ 保険医療機関内に歯科用 CAD/CAM 装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。                                                                                                                                                         |
| 請求点数                                            | ○技術料：3,000 点（1 装置につき）※高強度硬質レジンブリッジの点数を準用<br>○材料料：後日通知で示される予定※中医協資料では償還価格が 11,700 円とあり、通常であれば、材料点数は 1,170 点になると思われる<br>○補診：新製の場合（1 装置につき）90 点<br>○歯冠形成<br>・生活歯歯冠形成（1 歯につき）306 点＋ 490 点<br>・失活歯歯冠形成（1 歯につき）166 点＋ 470 点<br>・ブリッジ支台歯形成加算（1 歯につき）＋ 20 点<br>○印象採得：（1 装置につき）282 点<br>○咬合採得：（1 装置につき）76 点<br>○装着料：（1 装置につき）150 点＋ 110 点（＋特定保険材料料） |
| 補管                                              | 現時点で明示されたものはない<br>※ただし、高強度硬質レジンブリッジと同様の取り扱いであれば、補管の対象となる（金属アレルギー患者の場合は対象外となる）                                                                                                                                                                                                                                                              |

### 休業保障にご加入の先生へ

休業される際は、まずは保険医協会へ状況をお知らせください。必要書類のご説明などをさせていただきます。

☎ 026-226-0086

Q. 病気で休業することになりましたが、必要書類は何ですか。

A. 加入者本人に記載して頂く状況報告書と主治医による医療証明書です（勤務医の先生については勤務先医療機関からの休業証明書が併せて必要となります）。状況報告書については 1

通ですが、医療証明書については、複数医療機関を受診された場合は原則として医療機関毎の医療証明書が必要になります。

また、県保険医協会では「保険医休業保障共済保険」と「開業医共済休業保障制度」の 2 制度の取扱いがあるため、両制度へご請求の場合は制度ごとに書類が必要となりますことをご了承下さい。なお、ご請求は月単位（数カ月分まとめての請求も可）もしくは復業後一括でご請求ください。

共済だより